

○ 財務省告示第七十一条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省の発行条件等を次のように定めた。政府短期証券（第六百六十六回）

二 一
令二十九年二月二十七日
行条件等を次のとおり告示する。

の法律発行の名稱及び記述

四 三
四 三
發行方法の適用
用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に由る参て札發も加、と行の者財同一と
にご務時よと大にうるに臣行。發応がわ行募各れ及
へ限國るび価度債入価格競い入額市札格競い入
に機用を競争は受けけるも競争して行とし。その規
下競争に付けるも競争して行とし。その規
式等の振替法」といふ。法律第七十五号。下札わる。
日本銀行との間の債券に付けるものとし。その規
下札わる。その規

国庫短期財務大臣 麻生太郎

八	七	六	五		
口 イ		口 イ			
額 最 扱		發		方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 參 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の		
を 千 五 万 万 円 円 へ た だ し す る 省 令 の 改 面 正 金 が 額	二 三 六 四 万 千 万 兆 三 九 二 二 千 百 千 百 八 五 二 七 百 十 百 十 円 六 五 一 億 十 億 五 圓 七 千 千 千 五 二 百 百 八 三 十	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 千 額 で で 三 四 千 兆 九 二 百 百 五 四 十 五 四 億 億 圓 七	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非	

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	振	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 債	・ 札	格 第	行 市	
日 加		払 額	限	發 競	I	加 場	競 價	行 争	
平 成 二 十 九 年 二 月 二 十 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円 た 日	償 當 た だ し と 、 九 年 五 月 二 十 九 日	平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	七 面 毛 額 百 円 に そ れ つ き 百 円 六 錢 四	厘 額 五 面 毛 額 上 百 円 に そ れ つ き 百 円 六 錢 四	格 五 面 毛 額 以 額 百 円 上 百 円 に そ れ つ き 百 円 六 錢 二	平 成 二十 九年 二月 二十 七年 二月 二十七 日	す る の 記 替 万 。整 載 法 円 又 の 倍 は 規 す 合 の 記 定 る 、 金 錄 に 。そ の 額 は よ る 施 行 よ 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿 か ら